

総合人事商社
クレオコンサルティング

ウェブサイトを全面リニューアル



ENGLISH

企業が変わる。あなたが変わる。そんな変化を応援します。
総合人事商社クレオコンサルティング

企業人事担当者の方へ

仕事をお探しの方へ

人事コンサルティング
Human Resources Consulting

人材紹介
Full Time Placement

人材派遣
Temporary Staffing

©2005-2011 Creo Consulting, LLC. All Rights Reserved.

<http://www.creo-usa.com>



総合人事商社のクレオ
コンサルティング(本社オ
ハイオ州シンシナティ市)
は、このたび、同社のウエ
ブサイト(<http://www.creo-usa.com>)を全面リ
ニューアルした。求職者向
けの様々な情報提供や求
人案件の紹介はもとより、
ここ数年で大幅に増加し
た人事・労務管理に関す
る法人向けサービスの情

報をさらに充実したウエ
ブサイトとなっている。

更に、「企業が変わる。
あなたが変える」という
新キヤッチコピーを発表。

お詫びと訂正

7月15日号 第2部、16
ページ「移民のステータ
スと遺産相続」の(アメリカ
の非居住者が遺産を残
した場合)の記事中の「居
住者かどうかみなされ
ている」の部分は、「相続
税の控除対象となるかど

企業も働く人も共に変
化・成長する中で、時代
にマッチしたより良い雇
用環境作りのサポートを
提供していきます。

Creo Consulting, LLC

www.creo-usa.com

電話：513-771-7750

info@creo-usa.com

うかは確定申告の規定と
異なり、定住地 (domicile)
が米国にあるかどうか
判断基準になるよつです。
したがって、たとえ永住
権保持者でも、米国が定
住地には無い場合は、相
続税控除に関しては Non-
Resident として申告する
必要があります。お詫び
し訂正いたします。